

○内閣府告示第九十一号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十九条の十五第七項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則第十九条の十五第七項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める利率を定める件（平成三十一年内閣府告示第四十号）の一部を次のように改正し、令和元年十月一日以後に公表がされる同項第三号に定める外国通貨に係る利率について適用し、同日以後最初に当該公表がされる日前に公表された同号に定める外国通貨に係る利率については、なお従前の例による。

令和元年九月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 租税特別措置法施行規則第十九条の十五第七項に規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める利率は、次の各号に掲げる外国通貨の区分に応じ、当該各号に定める利率とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 欧州経済通貨統合参加国通貨 欧州中央銀行が公表する指標で、別表上欄に掲げる外国通貨の区分が欧州経済通貨統合参加国通貨である同表下欄に掲げる利率</p>	<p>1 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 欧州経済通貨統合参加国通貨 欧州マネーマーケット協会が公表する指標で、別表上欄に掲げる外国通貨の区分が欧州経済通貨統合参加国通貨である同表下欄に掲げる利率</p>

四 [略]

2 [略]

(別表)

外国通貨の区分	利率
[略]	
欧州経済通貨統合参加国通貨	Euro short-term rate
[略]	

四 [同上]

2 [同上]

(別表)

外国通貨の区分	利率
[同上]	
欧州経済通貨統合参加国通貨	Euro OverNight Index Average
[同上]	

備考 表中の「」の記載は注記である。